

令和4年度京都府相談支援従事者初任者研修 開催要綱

- 1 趣 旨 地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育等のサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することを目的とする。
- 2 主 催 京都府
- 3 研修実施機関 (福)京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター
- 4 定 員 【8日コース・演習コース】計250名、【3日コース】300名

5 日程及び会場

コース	日 程		科 目(予定)	会 場	
8日コース	3日コース	1日目	8月上旬～8月下旬 約7時間×3日分の動画を 視聴後、課題提出 ※詳細については受講決定 の際にお知らせします。	【講義】障害児者の地域支援と相談支援 従事者の役割に関する講義	オンデマンド (指定期間中に 各自で視聴する ことができます。)
		2日目		【講義】障害児者の生活実態の理解	
		3日目		【講義】法・制度の理解 ケアマネジメントの手法とプロセス	
	演習コース	演習1日目	10月3日(月)	【演習】ケアマネジメントプロセスの演習	みやこめっせ 1階第2展示場 A面
		演習2日目	10月4日(火)	【演習】ケアマネジメントプロセスの演習	
		実習① ※詳細は演習2日目にお知らせします。		アセスメントの現場実習	
		演習3日目	11月8日(火)	【演習】ケアマネジメントプロセスの演習	みやこめっせ 1階第2展示場 D面
		実習② ※詳細は演習3日目にお知らせします。		プランニング(社会資源の情報収集)の 実施	
演習4日目	12月19日(月)	【演習】ケアマネジメントプロセスの演習	みやこめっせ 1階第2展示場 D面		
演習5日目	12月20日(火)	【演習】ケアマネジメントプロセスの演習			

※研修プログラムは変更する場合があります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修日程は変更、延期又は中止する場合がありますので御了承ください。

※一部のオンデマンドにつきまして、今年度は「3つの密」を回避する目的からインターネットによる動画配信を予定しています。視聴環境がない方はその他の受講方法を検討いたしますので、受講申込書の「オンデマンド講義視聴環境」欄について御記入ください。なお、オンデマンド講義の受講後には各自で課題に取り組んでいただき、その提出内容をもって受講確認・修了認定を行います。

※演習1～5日目の時間は9:30～17:00を予定しておりますが、各日により異なります。詳しい時間割は受講決定通知でお知らせします。

※研修修了には全日程、全科目及び全時間への参加が必要です。一部でも参加ができなくなった場合や受講が確認できない場合には、以後の研修受講を認めません。また、その場合においても資料代の返金はできません。

6 受講要件

【8日コース】【演習コース】

相談支援事業に従事しようとする者のうち、下記のいずれかに該当する者を受講対象とします。

- ① 相談支援事業所職員で、障害福祉業務の実務経験が概ね3年以上の者
- ② 相談支援事業所を有する法人職員で、障害福祉業務の実務経験が概ね3年以上の者
- ③ 相談支援事業所を開設予定の法人職員で、障害福祉業務の実務経験が概ね3年以上の者

※【演習コース】については、【3日コース】を平成29年度～令和3年度の間に修了されている方が対象となります。平成28年度以前に【3日コース】を修了されている方で相談支援専門員の資格取得を希望する場合は、【8日コース】を受講する必要があります。

※相談支援専門員として実際に従事するためには、本研修の修了とともに、実務経験の要件を満たしている必要があります。別添資料「相談支援専門員の要件となる実務経験等」を参照いただいた上で、詳細は事業所所在地の市町村障害福祉担当課及び保健所福祉課(京都市内の事業所は京都市障害保健福祉推進室(TEL:075-222-4161))に御確認ください。

実習について

- ・【8日コース】【演習コース】においては、実習のカリキュラムを実施します。
- ・実習先については、受講者自ら調整を行っていただきます。
- ・実習の内容は、現に障害児・者福祉サービスを利用している方(あるいは今後利用する可能性のある方)の現在の状況をアセスメントすることを予定しています。
- ・詳細は実習直前の各演習日にお知らせします。

【3日コース】

- ① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者になろうとする者

※配置が必要なサービス種別

【サービス管理責任者】

療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

【児童発達支援管理責任者】

児童発達支援センター(医療型含む)、児童発達支援事業(医療型含む)、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設(福祉型・医療型)

- ② 市町村担当者、特別支援教育関係者又は精神科病院関係者で、相談支援に関する知識の習得又は更新をしたい者

7 コース案内及び資料代

	8日コース	演習コース	3日コース
受講対象者	・相談支援専門員の資格を取得したい方 (本研修を受講したことがない方)	・3日コースを平成29年度～令和3年度の間に受講済みの方で、相談支援専門員の資格を取得したい方	・サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の資格を取得したい方 ・市町村担当者、特別支援教育関係者又は精神科病院関係者で知識を習得したい方
受講日程	1～3日目(WEB) 演習1～5日目	演習1～5日目	1～3日目(WEB)
資料代	8,000円	5,000円	3,000円

※各コースの資料代の支払方法は受講決定者に対して別途お知らせします。

8 受講申込方法

- ・令和4年6月3日(金)《必着》までに、コース毎に別添受講申込書を下記送付先宛てに郵送で提出してください。

【受講申込書送付先】※事業所所在地によって送付先が異なります。

※配達記録が残る郵送方法(簡易書留、特定記録郵便等)で御提出ください。

《京都市内の事業所》

【令和4年5月2日までに到着するもの】

〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y.J.K ビル3階
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室事業者指定担当(相談支援従事者研修)宛て

【令和4年5月6日以後に到着するもの】

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎4階
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室事業者指定担当(相談支援従事者研修)宛て

《京都市以外の事業所》

各事業所所在地の市町村障害福祉担当課宛て

- ・受講申込書には必ず全ての項目を漏れなく記入してください。
- ・受講配慮を希望される場合はその旨を必ず受講申込書に記入してください。事前に記入がない場合は、受講に際し必要な配慮・対応ができない場合がありますので御注意ください。
- ・演習コースを申し込む場合は、平成29年度～令和3年度の間に本研修3日コース(講義部分)を修了した際の修了証書(写し)を受講申込書と併せて提出してください。
- ・新たに相談支援事業を開始予定の事業所等につきましては、受講申込書の該当項目に、相談支援事業の開始予定年月日(例:令和〇年〇月〇日事業開始予定)を記入してください。

9 受講決定通知

- ・受講の可否については、令和4年7月29日(金)までに所属事業所宛てに御案内いたします。上記期日を過ぎても受講可否の連絡が届かない場合は、至急京都府福祉人材・研修センター研修課(TEL:075-252-6296)まで御連絡ください。
- ・定員を超える申込みがあった場合は、受講者の調整を行うことがありますので御了承ください。

10 修了証書

- ・研修修了が認定された方には、研修最終日に京都府から修了証書が交付されます。
- ・修了証書には氏名及び生年月日を記載しますので、受講申込書は楷書で読みやすく丁寧に記入してください。
- ・研修修了のためには全日程、全科目及び全時間への参加が必要です。原則として、欠席はもちろん、早退・遅刻や長時間の途中離席がある場合は修了認定ができません。また、主催者及び実施団体において受講態度が不良であると判断した場合も修了認定ができません。
- ・修了認定ができなくなった場合は、その時点以後の受講をお断りします。また、資料代の返金はできません。
- ・本研修の同一コースを複数年度にわたって履修することは認めておりません。単年度で全日程を受講する必要があります。

11 その他

(1)感染症拡大防止対策について

- ・研修実施に当たっては新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めます。(マスク・フェイスシールド着用の徹底、会場での検温、アルコール消毒の実施、学習環境の整備等)
- ・開催時期の状況に応じて、受講者・事業所の皆様に対して事前に感染症拡大防止対策に関する御案内をいたしますので、御協力をお願いします。
- ・演習当日に体調の優れない方は、受講をお控えください。なお、研修会場で著しく体調の不良が見られる方には事務局から受講をお断りする場合がありますので、同意の上、受講申込書の「事業所チェック欄」にチェックを記入してください。記入漏れがある場合、申込みを受け付けることができません。

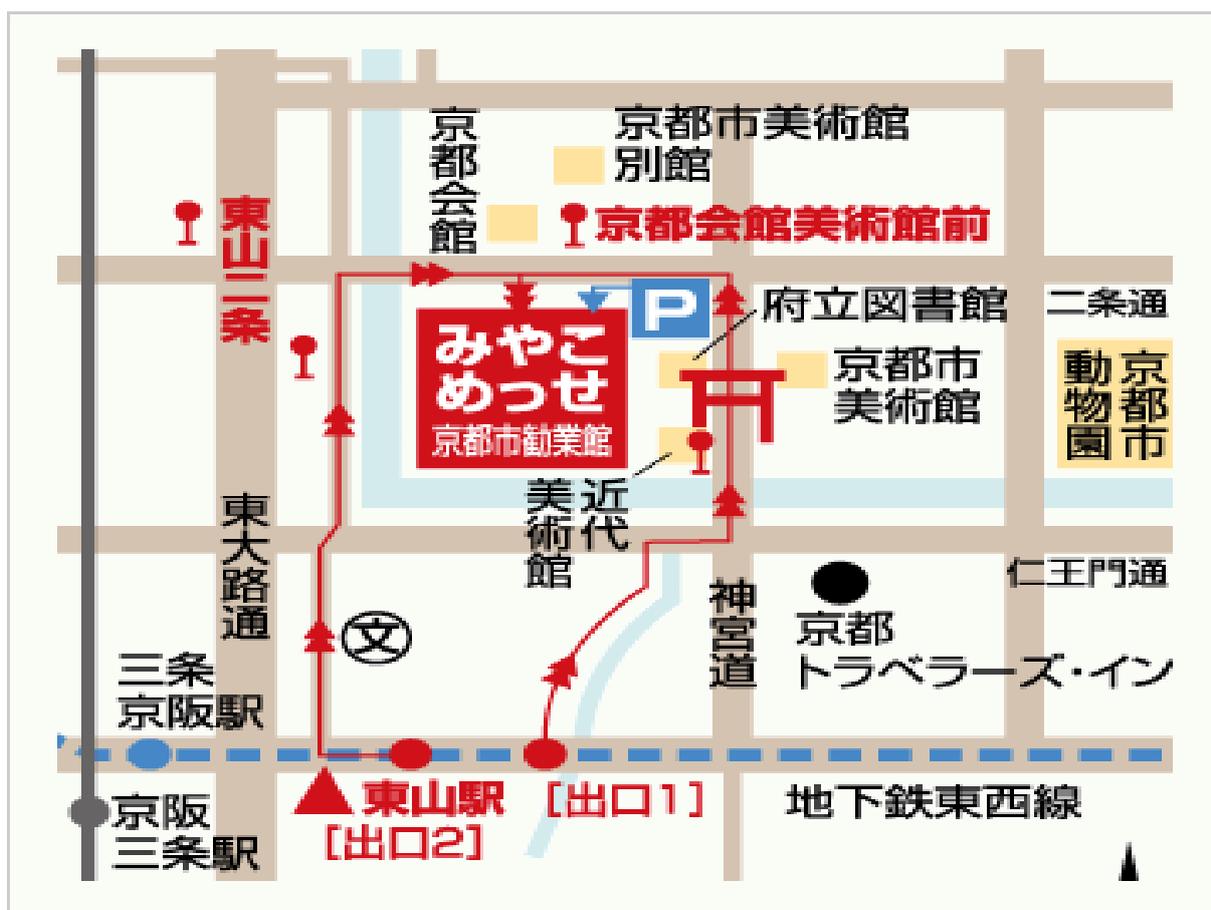
(2) 個人情報の取扱いについて

- ・受講申込書に記載された個人情報は、本研修の適切かつ円滑な実施の目的のみに利用させていただきます。また、各市町村に対して申込みや修了可否の状況等を通知しますので御承ください。

12 留意事項

- ・本研修の受講により取得した資格を更新するために相談支援従事者現任研修を受講する際には、現任研修受講開始前の過去5年間に、通算2年以上の相談支援の実務経験が必要となりますので御留意ください。

【会場地図】みやこめっせ(京都市勧業館)



< 研修に関するお問合せ先 >

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都B1F
京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター研修課
TEL:075-252-6296 / FAX:075-252-6312